

# 学校における

## 働き方改革

### 栗山町アクション・プラン (第3期)

平成31年 2月 策定  
令和 3年 3月 一部改正  
令和 6年 4月 一部改正  
令和 8年 3月 一部改正



令和8年 [2026年] 3月

栗山町教育委員会

## 《 目 次 》

|  |         |
|--|---------|
| I はじめに                                 |         |
| II 第2期での取組状況                           |         |
| (1) 学校におけるICTの活用等                      | P4      |
| アンケート調査結果                              | P5～P6   |
| (2) 部活動の地域移行                           | P7      |
| (3) 教育職員に係る時間外在校等時間(超過時間)の状況           | P8      |
| (4) 北海道教育委員会指定事業「学校力向上に関する総合実践事業」の実施   | P9～P11  |
| (4)-1 : ICTを活用した教育の充実                  |         |
| (4)-2 : 北海道アクション・プラン[第2期]を踏まえた働き方改革の実施 |         |
| (5) 取組の総括                              | P12     |
| III アクション・プラン(第3期)の基本的な方針              |         |
| (1) アクション・プランの性格                       | P12     |
| (2) 目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間           | P13     |
| (3) 教育委員会及び学校の役割                       | P14     |
| (4) 保護者や地域住民等への理解促進                    | P14     |
| (5) 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進               | P15     |
| IV アクション・プラン(第3期)の具体的な取組               |         |
| Action 1 校務の効率化と役割分担の推進                |         |
| (1) ICTの活用による校務効率化の推進                  | P16     |
| (2) 保護者・地域等との連携協働                      | P16～P17 |
| (3) 専門スタッフ等の配置促進                       | P17     |
| (4) 学校給食費等の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減       | P17     |
| Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減                |         |
| (1) 部活動休養日等の完全実施                       | P18     |
| (2) 指導・運営に係る体制の構築                      | P18～P19 |
| (3) 大会等に係る負担の軽減                        | P19     |
| (4) 部活動の地域移行                           | P19     |
| Action 3 学校運営体制の見直しなどによる改善             |         |
| (1) 教頭の業務縮減                            | P20     |
| (2) 学校行事の精選・重点化                        | P20～P21 |
| (3) 適切な教育課程の編成・実施                      | P21     |
| (4) 適正な勤務時間の管理等                        | P21～P22 |
| (5) 「チーム学校」としての取組の推進                   | P22     |
| (6) 若手教員への支援                           | P22     |
| (7) 学校の組織運営に関する見直し                     | P22     |
| Action 4 意識の変容を促す取組                    |         |
| (1) 働き方改革の意識を高める取組の推進                  | P23     |
| (2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進              | P24     |
| (3) 働き方改革に関する研修の実施                     | P24     |
| (4) これまでの取組の着実な推進                      | P24     |
| Action 5 学校サポート体制の充実                   |         |
| (1) メンタルヘルス対策の推進等                      | P25     |
| (2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築              | P25     |
| (3) 調査業務等の見直し                          | P25     |
| (4) 研修・会議の精選・見直し                       | P26     |
| (5) 学校が作成する計画等の見直し                     | P26     |
| (6) 教諭等及び事務職員の標準職務の明確化等                | P26     |
| (7) 勤務時間外における電話対応の見直しの促進               | P26     |
| ■ 学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項             | P27     |

## I はじめに

学校教育の大切な役割の一つとして、子供たちが、将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要な力を身に付けさせることが挙げられます。

そのために各学校においては、校長のリーダーシップの下、自校が目指す目標の達成に向けて教職員が役割を分担し、組織全体で学校運営に努めるとともに、一人一人の子供たちに向き合う時間を確保するなど、教育環境整備の改善充実に取り組んでいく必要があります。

～「働きやすさ」と「働きがい」のある職場づくりを目指して～

### 【第3期アクション・プラン策定に係る北海道教育委員会の押さえ】

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 時代」や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、先行きが不透明で予測困難な時代が到来しつつあると言われる一方で、深刻さを増す少子化や人口減少が学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしている。
- このような変化の激しい時代に生きる子供たちは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要がある。
- そのための学びの中心となるのが「令和の日本型学校教育」であり、その実現に向け、直接の担い手となる教員には、自ら探求心を持って新しい知識や技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出していく役割がこれまで以上に求められている。
- 一方、依然として長時間勤務の教員が多いという勤務実態に加え、全国的に教員不足が課題となるなど、学校を巡っては憂慮すべき状況も顕在化しており、教職の魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっている。
- 学校における働き方改革により教員自身がこれまでの働き方を見直し、子供たちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであり、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、これまで以上に実効性のある取組を進めていく必要がある。

栗山町教育委員会では、栗山町立学校における働き方改革を一層推し進めるため、今次「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」に基づいて「学校における働き方改革『栗山町アクション・プラン』」を一部改正し、新たに第3期の取組として作成しました。

今後も学校と緊密な連携を図るとともに、保護者や地域住民の理解を得ながら、教職員が本来担うべき業務に専念できるよう、環境の整備に努めていきます。

また、北海道アクション・プランにおいては『教員・学校職員』の勤務実態改善が示されているところですが、栗山町においては令和5年度（2023年度）から令和6年度（2024年度）まで「学校力向上に関する総合実践事業」の指定を受けていたことから、事務職員を含めた『教

職員』の勤務実態とその改善等について包括的に取り組んできました。

こうした中、令和7年(2025年)6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下「給特法」という。)が改正され、教育委員会の服務監督責任として「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられました。

## Ⅱ 第2期での取組状況

### (1) 学校におけるICTの活用等

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| <p>概 要</p>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>*児童生徒自らが学習のつまずきに気付いて再度チャレンジしたり、理解するまで粘り強く取り組んだりするなど、ICTを効果的に活用した「個別最適な学び」の工夫改善に取り組んだ。</li> <li>*児童生徒が、課題設定や情報収集、整理分析、まとめ、表現等の一連の活動を集団で協力しながら取り組むなど、ICTを効果的に活用した「協働的な学び」の工夫改善に取り組んだ。</li> </ul>   |
| <p>小・中学校の実践例</p>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>*インターネットを活用した「調べ学習」<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;社会の授業でグーグルアースを活用して地形や場所を調べる 等&gt;</li> </ul> </li> <li>*Google for Education を活用した授業展開<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;文書作成・表計算・スライド作成・アンケート作成・図形作成・デジタルホワイトボード・ビデオ通話・Google Classroom(教師と児童生徒とがオンライン上でコミュニケーションをとるツール)の活用 等&gt; [データはクラウド上で管理]</li> </ul> </li> <li>*低学年：PCの使い方から始めてホワイトボード機能や写真機能の活用等を学ぶ。</li> <li>*デジタル教科書を活用した授業展開。</li> <li>*デジタルドリルを活用した探究的な学習や反復学習の推進。</li> <li>*欠席した児童生徒のオンラインによる学習への参加。</li> </ul>  |
| <p>児童生徒用PC端末使用ガイドラインの徹底</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>*健康のために             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 端末を使用するときは姿勢を良くして、ディスプレイ(画面)に目を近づけすぎないように気をつけること。</li> <li>(2) 30分に一度は、目を休ませること。</li> </ol> </li> <li>*個人情報など             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自分や他人の個人情報(住所・氏名・年齢・生年月日・電話番号及びメールアドレスなど個人を特定できる可能性のある情報)は、情報公開範囲の限定されないインターネット上のサイト等にアップロード、掲載しないこと。</li> <li>(2) 自分のアカウント情報(QRコード、IDやパスワード)は、他の人に貸したり、教えたりしないこと。</li> </ol> </li> <li>*使用上の制限             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「@kuriyama.ed.jp」のアカウント以外では、本端末へログインできない。</li> <li>(2) 端末ごとにアプリの追加・削除をすることはできない。</li> <li>(3) 「Google ドライブ」について、児童生徒は共有ドライブを作成することができない。<br/>                 また、教職員については「@kuriyama.ed.jp」のアカウント以外の外部アカウントへの共有はできない。</li> <li>(4) 児童生徒については、「Gmail」を使用できない。</li> <li>(5) 本ガイドラインを遵守できない場合は、端末を利用することができない。</li> </ol> </li> </ul> |
| <p>環境整備の充実化</p>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>*詳細なネット環境の整備状況について調査を行い、並行して光ファイバー設置に係る補助やルーターの貸出等について周知に努めた。結果、令和5年度末でほぼ全家庭でのネット環境の整備を終えた。</li> <li>*第2期の期間中に「一人一台端末の持ち帰り」を全校において実施した。学校によっては長期休業中の学習ドリルを端末で行った。</li> <li>*文部科学省CBTシステム(MEXCBT)へ接続するための機能(e ポータル)としてNTTの「まなびポケット」を選択し、そのコンテンツ活用について各校で研修を深めた。第3期に向けては、「ミライシード」の導入を検討している。</li> </ul>  |
| <p>働き方改革の改善に向けて</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>*校務を効率化し、事務作業時間の削減を図るため、ICTを積極的に活用し、自動的かつ継続的なデータ取得や情報共有の即時化、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業の実施など、業務等の一層の改善を継続実施していく必要がある。</li> <li>*「GIGAスクール構想の下での校務の情報化に関する専門会議(令和5年3月提言)」に基づき、一層校務のデジタル化を推進していくとともに、国の動向を踏まえながら、校務の効率化や教育データの利活用に取り組む必要がある。</li> </ul>   |



プログラミング学習[継立小学校]

| <b>(1) PCやインターネットの活用について</b>         |  |            |              |                |                 |
|--------------------------------------|--|------------|--------------|----------------|-----------------|
| <b>① 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する</b> |  | <b>できる</b> | <b>ややできる</b> | <b>あまりできない</b> | <b>ほとんどできない</b> |
| 1                                    | 指導や校務における教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。   | 43%        | 40%          | 16%            | 1%              |
| 2                                    | 授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。                               | 30%        | 55%          | 12%            | 3%              |
| 3                                    | 授業に必要なプリントや提示資料、学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために、ワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。                   | 49%        | 43%          | 7%             | 1%              |
| 4                                    | 学習状況を把握するために、児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどについて、コンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する。                                | 24%        | 54%          | 20%            | 2%              |
| <b>② 授業にICTを活用して指導する</b>             |  | <b>できる</b> | <b>ややできる</b> | <b>あまりできない</b> | <b>ほとんどできない</b> |
| 5                                    | 児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。                 | 35%        | 52%          | 10%            | 3%              |
| 6                                    | 児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討させたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。                     | 16%        | 49%          | 28%            | 7%              |
| 7                                    | 知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに組みこませる。                   | 13%        | 54%          | 28%            | 5%              |
| 8                                    | グループで話し合って考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。                     | 20%        | 42%          | 30%            | 8%              |
| <b>③ 児童生徒のICT活用を指導する</b>             |  | <b>できる</b> | <b>ややできる</b> | <b>あまりできない</b> | <b>ほとんどできない</b> |
| 9                                    | 学習活動に必要なコンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。                                  | 33%        | 46%          | 15%            | 6%              |
| 10                                   | 児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して情報を収集したり目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。                                | 24%        | 58%          | 16%            | 2%              |
| 11                                   | 児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。 | 18%        | 52%          | 25%            | 5%              |
| 12                                   | 児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるよう、コンピュータやソフトウェアなどの活用について指導する。   | 21%        | 39%          | 32%            | 8%              |
| <b>④ 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する</b>     |  | <b>できる</b> | <b>ややできる</b> | <b>あまりできない</b> | <b>ほとんどできない</b> |
| 13                                   | 児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち、相手のことを考え、自他の権利を尊重するとともに、ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。           | 27%        | 64%          | 9%             | 0%              |
| 14                                   | 児童生徒がインターネットなどを利用する際、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪などの危険を適切に回避したり、健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。                 | 36%        | 57%          | 7%             | 0%              |
| 15                                   | 児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなど、コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。                       | 28%        | 55%          | 17%            | 0%              |
| 16                                   | 児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気づき、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。                              | 28%        | 45%          | 27%            | 0%              |

| (2) Chromebook・校務支援システムの活用について                                       |  |     |
|--|--|-----|
| ① Chromebook が児童生徒に 1 人 1 台整備されたことにより、どのような効果が得られていると思いますか<br>[複数回答] |  |     |
| ア  | 調べ学習がしやすくなる                              | 95% |
| イ  | 児童生徒 1 人 1 人の考えを即時に共有し、共同編集ができる          | 55% |
| ウ  | ICT を活用した授業が実施しやすくなる                     | 55% |
| エ  | 児童生徒 1 人 1 人が記事や動画等を集め、個々の視点で情報を編集したりできる | 46% |
| オ  | 児童生徒が同時に別々の内容を学習できる                      | 41% |
| カ  | 表現・制作活動がしやすくなる                           | 38% |
| キ  | 児童生徒が主体的に学習に取り組むようになる                    | 34% |
| ク  | 児童生徒 1 人 1 人の反応を把握できる                    | 29% |
| ケ  | 遠隔教育がしやすくなる                              | 28% |
| コ  | 児童生徒の学習履歴が自動的に記録される                      | 24% |
| サ  | 情報モラル教育がしやすくなる                           | 12% |
| シ  | 特になし                                     | 3%  |
| ② Chromebook の活用は、教員の授業改善に向けた意欲の向上に役立つと思いますか                         |  |     |
| ア  | そう思う                                     | 24% |
| イ  | ややそう思う                                   | 60% |
| ウ  | あまりそう思わない                                | 16% |
| エ  | そう思わない                                   | 0%  |
| ③ Chromebook の活用により、授業中の児童生徒の集中力が向上したと思いますか                          |  |     |
| ア  | そう思う                                     | 16% |
| イ  | ややそう思う                                   | 52% |
| ウ  | あまりそう思わない                                | 27% |
| エ  | そう思わない                                   | 5%  |
| ④ オンライン授業等の実施について教えてください [複数回答]                                      |  |     |
| ア  | オンライン授業を実施したことがある                        | 40% |
| イ  | 授業配信を実施したことがある                           | 34% |
| ウ  | オンデマンド授業を実施したことがある                       | 1%  |
| エ  | オンライン授業などを実施したことがない                      | 13% |
| オ  | 日常・期日限定ともに授業を担当していない                     | 29% |
| ⑤ 校務支援システム (C4th) の活用により、事務的な作業を行う時間は削減されたと思いますか                     |  |     |
| ア  | 削減された                                    | 13% |
| イ  | やや削減された                                  | 48% |
| ウ  | C4th 導入前と変わらない                           | 26% |
| エ  | やや増加した                                   | 6%  |
| オ  | 増加した                                     | 7%  |
| ⑥ ⑤で「削減された」「やや削減された」と回答した場合、削減された時間を何に充てましたか [複数回答]                  |  |     |
| ア  | 勤務時間を減らすこと                               | 57% |
| イ  | 教職員間の会話全般                                | 23% |
| ウ  | 自由に活動する時間                                | 23% |
| エ  | 保護者や地域への情報発信活動                           | 11% |
| オ  | 授業準備                                     | 4%  |
| カ  | 他の職務                                     | 4%  |
| キ  | 教材研究や学級事務                                | 4%  |
| ク  | 子供と向き合う時間                                | 4%  |
| ケ  | あゆみ作成                                    | 2%  |

(2) 部活動の地域移行

|   |  |  |    |     |        |    |    |    |     |   |   |   |  |    |   |  |    |    |    |   |       |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |
|---|--|--|----|-----|--------|----|----|----|-----|---|---|---|--|----|---|--|----|----|----|---|-------|----|----|----|-----|-------|----|----|----|-----|--------|----|----|----|-----|--------|----|----|----|-----|--------|----|----|----|-----|--------|----|----|----|-----|-------|----|----|----|-----|--------|----|----|----|-----|-------|----|----|----|-----|----|----|---|---|----|----|----|---|---|----|-------|----|----|----|-----|
| 背 景   | <p>* 現在、日本の総人口が減少局面に入り十数年が経過している。今後も減少が継続する見込みであり、栗山町も例外ではない。<br/>【↓栗山中学校の生徒数(人)】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>計</td> <td></td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>81</td> <td>68</td> <td>90</td> <td>239</td> <td>令和9年度</td> <td>77</td> <td>72</td> <td>84</td> <td>233</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>95</td> <td>81</td> <td>68</td> <td>244</td> <td>令和10年度</td> <td>57</td> <td>77</td> <td>72</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>82</td> <td>95</td> <td>81</td> <td>258</td> <td>令和11年度</td> <td>69</td> <td>57</td> <td>77</td> <td>203</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>84</td> <td>82</td> <td>95</td> <td>261</td> <td>令和12年度</td> <td>50</td> <td>69</td> <td>57</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>72</td> <td>84</td> <td>82</td> <td>238</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>   |  |    |     |        |    |    |    |     |   |   | 1年  | 2年   | 3年 | 計 |  | 1年 | 2年 | 3年 | 計 | 令和4年度 | 81 | 68 | 90 | 239 | 令和9年度 | 77 | 72 | 84 | 233 | 令和5年度  | 95 | 81 | 68 | 244 | 令和10年度 | 57 | 77 | 72 | 206 | 令和6年度  | 82 | 95 | 81 | 258 | 令和11年度 | 69 | 57 | 77 | 203 | 令和7年度 | 84 | 82 | 95 | 261 | 令和12年度 | 50 | 69 | 57 | 176 | 令和8年度 | 72 | 84 | 82 | 238 |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |
|   |  | 1年   | 2年 | 3年  | 計      |    | 1年 | 2年 | 3年  | 計 |   |   |  |    |   |  |    |    |    |   |       |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |
| 令和4年度   | 81   | 68   | 90 | 239 | 令和9年度  | 77 | 72 | 84 | 233 |   |   |   |  |    |   |  |    |    |    |   |       |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |
| 令和5年度   | 95   | 81   | 68 | 244 | 令和10年度 | 57 | 77 | 72 | 206 |   |   |   |  |    |   |  |    |    |    |   |       |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |
| 令和6年度   | 82   | 95   | 81 | 258 | 令和11年度 | 69 | 57 | 77 | 203 |   |   |   |  |    |   |  |    |    |    |   |       |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |
| 令和7年度   | 84   | 82   | 95 | 261 | 令和12年度 | 50 | 69 | 57 | 176 |   |   |   |  |    |   |  |    |    |    |   |       |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |
| 令和8年度   | 72   | 84   | 82 | 238 |        |    |    |    |     |   |   |   |  |    |   |  |    |    |    |   |       |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |
| 目 的   | <p>* 部活動の地域移行は、生徒の望ましい成長のために、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を目指すものである。</p> <p>* その際、部活動の教育的意義については、地域の運営団体・実施主体（同一団体の場合を含む）による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが大切と考えている。また、部活動の地域移行の取組は、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながるものと考えている。</p> <p>* 栗山町教育委員会としても栗山中学校の部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として地域クラブ活動の整備に取り組む。<br/>【↓栗山中学校の部活動別加入状況：令和4年5月】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>計</td> <td></td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>サッカー</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>16</td> <td>バスケ男子</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>ソフトテニス</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>17</td> <td>野球</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>バドミントン</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>陸上</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>吹奏楽</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>バスケ女子</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>美術</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>卓球</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>24</td> <td>学年別合計</td> <td>53</td> <td>43</td> <td>56</td> <td>152</td> </tr> </table> |  |    |     |        |    |    |    |     |   |   | 1年  | 2年   | 3年 | 計 |  | 1年 | 2年 | 3年 | 計 | サッカー  | 4  | 9  | 3  | 16  | バスケ男子 | 2  | 5  | 5  | 12  | ソフトテニス | 4  | 4  | 9  | 17  | 野球     | 3  | 5  | 7  | 15  | バドミントン | 4  | 1  | 6  | 11  | 陸上     | 14 | 7  | 6  | 27  | 剣道    | 0  | 2  | 5  | 7   | 吹奏楽    | 8  | 3  | 5  | 16  | バスケ女子 | 3  | 1  | 3  | 7   | 美術 | 12 | 7 | 1 | 20 | 卓球 | 11 | 6 | 7 | 24 | 学年別合計 | 53 | 43 | 56 | 152 |
|   | 1年   | 2年   | 3年 | 計   |        | 1年 | 2年 | 3年 | 計   |   |   |   |  |    |   |  |    |    |    |   |       |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |
| サッカー  | 4  | 9  | 3  | 16  | バスケ男子  | 2  | 5  | 5  | 12  |   |   |   |  |    |   |  |    |    |    |   |       |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |
| ソフトテニス  | 4  | 4  | 9  | 17  | 野球     | 3  | 5  | 7  | 15  |   |   |   |  |    |   |  |    |    |    |   |       |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |
| バドミントン  | 4  | 1  | 6  | 11  | 陸上     | 14 | 7  | 6  | 27  |   |   |   |  |    |   |  |    |    |    |   |       |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |
| 剣道  | 0  | 2  | 5  | 7   | 吹奏楽    | 8  | 3  | 5  | 16  |   |   |   |  |    |   |  |    |    |    |   |       |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |
| バスケ女子   | 3  | 1  | 3  | 7   | 美術     | 12 | 7  | 1  | 20  |   |   |   |  |    |   |  |    |    |    |   |       |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |
| 卓球  | 11   | 6  | 7  | 24  | 学年別合計  | 53 | 43 | 56 | 152 |   |   |   |  |    |   |  |    |    |    |   |       |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |
| 推 進 計 画   | <p>* 令和4年11月スポーツ庁及び文化庁が改定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(案)に沿って進める。</p> <table border="1"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;"> <p>【令和5年度】<br/>部活動改革方針の<br/>検討・決定</p> <p>◆「中学校における部活動の地域移行に関する検討委員会[仮称]」設置・開催<br/>* 構成 有識者等17名<br/>* 内容 部活動改革方針検討<br/>◆意識調査による<br/>現状・ニーズ等の把握<br/>* 対象 生徒・教員・保護者・少年団等<br/>◆地域説明会・意見交換会<br/>* 対象 学校・保護者・少年団等</p> </td> <td style="background-color: #fff3cd;"> <p>【令和6～7年度】<br/>休日の部活動の<br/>地域への段階的移行</p> <p>◆「中学校における部活動の地域移行に関する検討委員会[仮称]」開催<br/>①先行実施部活動の実践把握<br/>②未移行部活動の移行検討等<br/>③指導者・活動場所確保等<br/>④推進計画決定<br/>◆地域説明会・意見交換会<br/>* 未移行部活動に係る移行方法の検討等<br/>◆部活動指導員の確保・配置<br/>* 地域団体等における人材掘り起し<br/>* 部活動指導員バンク設置及び運用</p> </td> <td style="background-color: #d4edda;"> <p>【令和8年度】<br/>休日の部活動の移行</p> <p>◆地域スポーツ・文化活動<br/>運営事務局発足<br/>* コーディネーター配置<br/>* 事務局員配置<br/>* 人材バンク構築・運用<br/>* 参加者費用負担事務</p> <p>○部・▲部⇒○クラブ・▲クラブ</p> </td> </tr> </table>   |  |    |     |        |    |    |    |     |   | <p>【令和5年度】<br/>部活動改革方針の<br/>検討・決定</p> <p>◆「中学校における部活動の地域移行に関する検討委員会[仮称]」設置・開催<br/>* 構成 有識者等17名<br/>* 内容 部活動改革方針検討<br/>◆意識調査による<br/>現状・ニーズ等の把握<br/>* 対象 生徒・教員・保護者・少年団等<br/>◆地域説明会・意見交換会<br/>* 対象 学校・保護者・少年団等</p> | <p>【令和6～7年度】<br/>休日の部活動の<br/>地域への段階的移行</p> <p>◆「中学校における部活動の地域移行に関する検討委員会[仮称]」開催<br/>①先行実施部活動の実践把握<br/>②未移行部活動の移行検討等<br/>③指導者・活動場所確保等<br/>④推進計画決定<br/>◆地域説明会・意見交換会<br/>* 未移行部活動に係る移行方法の検討等<br/>◆部活動指導員の確保・配置<br/>* 地域団体等における人材掘り起し<br/>* 部活動指導員バンク設置及び運用</p> | <p>【令和8年度】<br/>休日の部活動の移行</p> <p>◆地域スポーツ・文化活動<br/>運営事務局発足<br/>* コーディネーター配置<br/>* 事務局員配置<br/>* 人材バンク構築・運用<br/>* 参加者費用負担事務</p> <p>○部・▲部⇒○クラブ・▲クラブ</p> |    |   |  |    |    |    |   |       |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |
| <p>【令和5年度】<br/>部活動改革方針の<br/>検討・決定</p> <p>◆「中学校における部活動の地域移行に関する検討委員会[仮称]」設置・開催<br/>* 構成 有識者等17名<br/>* 内容 部活動改革方針検討<br/>◆意識調査による<br/>現状・ニーズ等の把握<br/>* 対象 生徒・教員・保護者・少年団等<br/>◆地域説明会・意見交換会<br/>* 対象 学校・保護者・少年団等</p> | <p>【令和6～7年度】<br/>休日の部活動の<br/>地域への段階的移行</p> <p>◆「中学校における部活動の地域移行に関する検討委員会[仮称]」開催<br/>①先行実施部活動の実践把握<br/>②未移行部活動の移行検討等<br/>③指導者・活動場所確保等<br/>④推進計画決定<br/>◆地域説明会・意見交換会<br/>* 未移行部活動に係る移行方法の検討等<br/>◆部活動指導員の確保・配置<br/>* 地域団体等における人材掘り起し<br/>* 部活動指導員バンク設置及び運用</p>  | <p>【令和8年度】<br/>休日の部活動の移行</p> <p>◆地域スポーツ・文化活動<br/>運営事務局発足<br/>* コーディネーター配置<br/>* 事務局員配置<br/>* 人材バンク構築・運用<br/>* 参加者費用負担事務</p> <p>○部・▲部⇒○クラブ・▲クラブ</p> |    |     |        |    |    |    |     |   |   |   |  |    |   |  |    |    |    |   |       |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |
| 構 成<br>[令和5年度]  | <p>* 学校代表：栗山中学校長、 * 有識者：岩見沢市教委部活動コーディネーター杉原賢氏<br/>* 部活動代表：運動部活動【9名】・文化部活動【2名】<br/>* 地域代表：栗山町スポーツ推進委員・栗山町スポーツ協会・栗山町スポーツ少年団・栗山町文化連盟</p>  |  |    |     |        |    |    |    |     |   |   |   |  |    |   |  |    |    |    |   |       |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |
| 実 施 内 容   | <p>令和5年 10月20日(金) 管内全市町担当者会議(空知教育局主催)<br/>11月21日(火) 栗山町組織編成のための推薦依頼<br/>11月29日(水) 栗山町と空知教育局とのヒアリング<br/>12月15日(金) 推薦依頼の締切り<br/>12月18日(月) 第1回検討委員会期日の調整<br/>令和6年 1月29日(月) 第1回検討委員会の開催[アンケートによる現状分析・今後の方向性]<br/>2月19日(月) 第2回検討委員会の開催&lt;講演会&gt;<br/>講師：山本理人コーディネーター&lt;北海道教育大学岩見沢校キャンパス長&gt;<br/>3月 第3回検討委員会の開催[令和6年に向けた諸施策]</p>  |  |    |     |        |    |    |    |     |   |   |   |  |    |   |  |    |    |    |   |       |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |
| 働き方改革の<br>改善に向けて  | <p>* 道教委では、令和5年度からの3年間、公立中学校の休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の移行を目指すこととしており、栗山町としても、その流れに沿って諸課題の解決に向かう。</p>  |  |    |     |        |    |    |    |     |   |   |   |  |    |   |  |    |    |    |   |       |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |        |    |    |    |     |       |    |    |    |     |    |    |   |   |    |    |    |   |   |    |       |    |    |    |     |

(3) 教職員に係る時間外在校等時間(超過時間)の状況

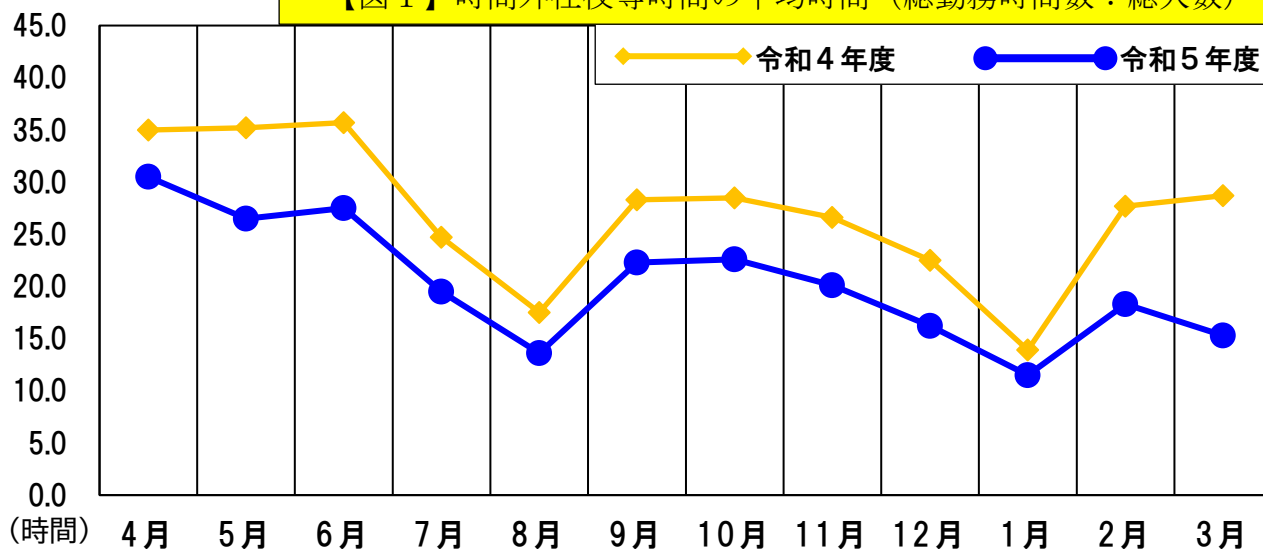
栗山町の  
勤務実態

\* 栗山町教育委員会では、北海道教育委員会が示す「学校における働き方改革アクション・プラン」に基づいて「栗山町アクション・プラン」を作成し、各学校における働き方改革の推進に取り組んでいる。令和4年度と令和5年度の2年間における教職員の「時間外在校等時間」の実態について、次のとおり取りまとめました。

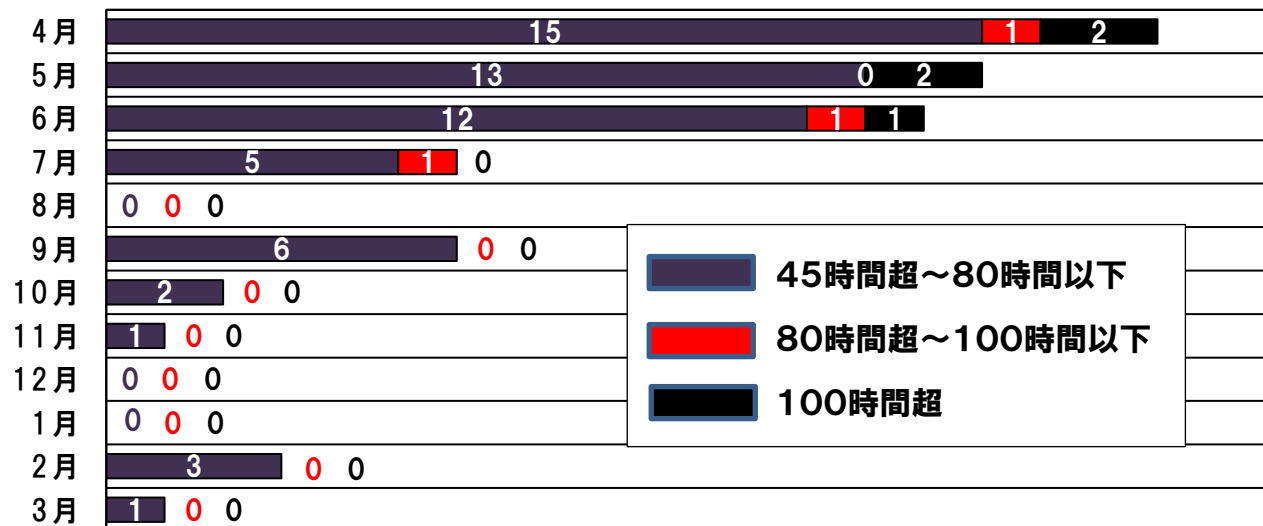
◆ 調査対象：栗山町立小・中学校4校の校長・教頭・主幹教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・事務職員

◆ 達成目標：1か月の時間外在校等時間45時間以内！ (対象者数…R4:77名、R5:78名)

【図1】時間外在校等時間の平均時間(総勤務時間数÷総人数)



【図2】令和5年度：時間外在校等時間が45時間を超えている教職員数 [人]



働き方改革の  
改善に向けて

\* **【図1】** 結果として、令和5年度は全ての月で目標とする45時間以内を達成するとともに、令和4年度との比較においても、全ての月で下回ることができた。

\* **【図2】** 令和5年度の「時間外在校等時間」を教職員数で見ると、45時間を超える実態は月によって傾向が顕著に現れている。次年度もこの傾向を踏まえながら、各学校の成果が少しずつ上向いていくよう、引き続き努めていく必要がある。

(4) 北海道教育委員会指定事業「学校力向上に関する総合実践事業」の実施

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>事業趣旨</p>  | <p>*管理職のリーダーシップの下、全教職員が一つのチームとなって包括的な学校改善を図りながら、今日的な教育課題を解決する学校モデルを構築し、実践の成果を普及・啓発することにより、本道の小・中学校の学校力向上を図る。【栗山町は令和5年度より事業開始】</p>   |   |
| <p>事業内容</p>  | <p><b>① 教科担任制の充実に向けた取組</b><br/>         *小学校高学年における教科担任制の実施<br/>         ・中核校（栗山中学校）の理科担当教諭を町内3校の小学校に派遣し、一層専門的かつ効果的な教科指導に当たる。<br/>         ・栗山小学校5学年2学級と6学年2学級、角田小学校6年生、継立小学校6年生について、週3時間中3時間（計18時間）を教科担任制により指導する。<br/>         *教科担任制の充実を図るための工夫<br/>         ・各校で実施している授業スタイルを生かしつつ、中学校との円滑な接続を視野に入れた共有ルール等の構築に当たる。</p> <p><b>○共同学校事務室設置推進についての取組</b><br/>         *学校事務の共同実施を通じた事務機能の強化<br/>         ・学校力向上事業における連携校・委員会との連絡調整（計画書・報告書の作成業務、事業に関わる資料及び会議資料の作成と成果・課題等に係る分析と各校との共有等）<br/>         ・コミュニティ・スクール事業に関わる連携校及び地域・保護者との連携<br/>         （町学校運営協議会会議資料の作成と委員会、各校への配布及び連絡調整、学校運営協議会会議資料の作成、基本の案内文書作成及び各校の会議内容の共有、学校関係者評価の実施と分析等）<br/>         ・各校の教材備品等の整備による教員の負担軽減</p> <p><b>○地域協議会の実施計画（時期・内容等）</b><br/>         *第1回（7月）*第2回（10月）<br/>         *第3回（12月）*第4回（2月）<br/> <b>【主な内容】</b><br/>         ・中核校と指定校の進捗状況の確認<br/>         ・中核校と指定校の中間報告<br/>         ・成果交流とまとめ<br/>         ・学校における働き方改革の推進に向けた協議<br/>         ・授業参観及び研究協議</p> | <p><b>◆ICTの活用</b><br/>         *ICT活用は進んでいる。<br/>         *ICTを活用して子供がアウトプットする力は伸びている。一方、思考ツールの活用が弱い。</p> <p><b>◆働き方改革の推進</b><br/>         *ミライシード、tetoruの効果的な活用を考えていく。<br/>         *アンケート結果を開示することで教員の意識を高めている。<br/>         *教員の働き方改革は必要ないと考えている保護者が1割程度いることへの対応が課題と捉えている。<br/>         *超過勤務ゼロを唯一の目標とするより、45時間以内を守る中で教員個々のウェルビーイングに沿った勤務について考えていくべき。</p> <p><b>◆理科専科の配置</b><br/>         *小中の系統性をもって取り組めるところがメリット。<br/>         *小学校の子供たちの授業での様子を直に知ることができた。食いつき方など新鮮に感じるが多かった。中学校での態度の変化はどの段階で起こるのだろうと不思議に思う。<br/>         *好きにさせるというよりは、理科を嫌いにさせない取組を大切にしたい。<br/>         *小学校の授業でのグループフォームやタイピングの扱いは思った以上にできている。<br/>         *デメリットと感じるのは、中学校に配置されている自分が中学校に貢献できていないこと。</p> |
| <p><b>◆教育委員会の視点</b><br/>         ○理科専科についてはICTの視点から小中の連携を見ることも大切。更に、その意識が他の教員にも波及して欲しい。<br/>         ○事務職員間での話の中ではコアチームのことが出てきていないとのことなので、今後、コアチームへのかかわり方についても取り組んでみてほしい。<br/>         ○義務教育9年間の系統性を今後も追究してほしい。<br/>         ○栗山町の目指す方向の4つ目の柱として「ふるさと」が入っているのが素晴らしい。取組を通じて安心感の醸成や切れ目ない接続を図ってほしい。<br/>         ○この事業の先にあるものを明確にすることが大切。今まで協議してきたことは身近な内容。この先はもっと広くもっと多くの人が活動にかかわって、栗山の子供は栗山で育てるという意識の下で、教員は小中関係なく、みんなで育てようという気持ちをもって臨んでほしい。<br/>         ○この1年で栗山町のICTは本当に進んだと思う。働き方改革も学校間の協力が見られ、また保護者を巻き込むなど、素晴らしい取組だと思う。</p> |   | <p><b>◆事務職員の配置</b><br/>         *継立小学校では教務に係る事務も分掌している。<br/>         *全町的にはホームページの作成など貢献できているところがあると思う。<br/>         *共同学校事務室の開設に向けた話し合いを含めて、今後、教育委員会との定期的な会議を開いていく。<br/>         *角田小学校には、今後週1回のペースで訪問していく。</p>  |

(4)-1 : ICTを活用した教育の充実

|                       |  |  |
|-----------------------|--|--|
| 1人1台端末を活用した授業改善       | <b>実施計画</b>  |  |
|                       | <p>◆ICTの効果的な活用による学習指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させる。</li> <li>・他のICT機器等と組み合わせ、互いの考えを比較する対話的な学びを充実させる。</li> </ul> <p>◇デジタル教科書の効果的な活用 ・各小学校：5・6年英語、算数、 ・中学校：各学年英語、数学</p>   |  |
|                       | <b>実施報告</b>  |  |
|                       | 栗山小  | <p>◆ジャムボード等を活用して個人の考えを明確にするとともに、交流や対話的な授業を展開してより広く深い学びにつなげてきた。</p> <p>◇算数と外国語において環境を整え、毎時間の活用を推奨している。</p>  |
|                       | 角田小  | <p>◆必要感に迫られたICT研修をこまめに短く研修するシステムの構築に努めた。</p> <p>◆思考ツールとして活用を推奨、児童のアウトプットと両輪で進めた結果、対話的な授業改善が根付いてきた。</p> <p>◇算数・外国語において、毎時間、全学年が使用することで児童への提示がしやすい環境となっている。</p>                                    |
| 栗山中                   | <p>◆ICT活用を研究主題に位置付け授業改善と活用の日常化に取り組んできた。</p> <p>◆北海道教育委員会が示すICT端末の活用については全学年「ステップ2」が達成できている。</p> <p>◆子供の主体性や対話力の向上を目指して、ファシリテーター型授業について取り組んでいる。</p> <p>◇デジタル教科書については、どの教科においても教師用のものを全教員が活用している。</p> <p>◆研修部を中心に個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた授業改善に取り組んできた。</p> <p>◆ジャムボード等を活用し、他者の考えを参考に自分の考えをさらに深める学びを充実させてきた。</p> <p>◇デジタル教科書については毎時間、効果的に活用している。</p> <p>*今後も意図的に校内研修で教員の意識改革やICT指導力、スキル向上について充実を図っていく。</p> |  |
| 1人1台端末の日常的な活用による学びの充実 | <b>実施計画</b>  |  |
|                       | <p>◆休み時間など、授業以外における活用（アンケート等） ・いつでも使えるICT環境の構築</p> <p>◇CBTシステム（メクビット）ほっかいどうチャレンジテスト等の活用、全国学習状況調査の生徒質問紙の回答</p>  |  |
|                       | <b>実施報告</b>  |  |
|                       | 栗山小  | <p>◆各行事の反省やアンケートについて、Googleフォームを活用し効率化を図ることができた。</p> <p>◆道具として扱うことができるよう、常に手元に置きながら探究学習に活用している。</p> <p>◇ほっかいどうチャレンジテストは全学年がGoogleフォームを活用している。</p> <p>◇デジタルドリルを取り入れたことで児童が自主的に取り組むようになってきている。</p> |
|                       | 角田小  | <p>◆学校評価や家庭への持ち帰りで端末を使用している。</p> <p>◇チャレンジテストは、1年生以外でCBTを活用している。</p> <p>◇メクビットについて職員研修を行い、児童が活用できるよう取り組んでいる。</p>   |
| 栗山中                   | <p>◆各行事の反省やアンケートについてGoogleフォームを活用し、効率化を図ることができた。</p> <p>◆道具として活用できるよう、常に手元に置きながら探究学習等に活用している。</p> <p>◆緊急の場合は家庭に持ち帰りミートで学活を行った。また、不登校生徒や学級に入れない生徒については授業配信を行っている。</p> <p>◇今後、tetoruやミライシードの導入など、環境整備を進めていく。</p>   |  |
| 教員のICT活用指導力等の向上       | <b>実施計画</b>  |  |
|                       | <p>◆日常実践に直結する校内研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTの活用を切り口とした日常実践を通して授業づくりについて学び合い、授業改善につなげる。</li> <li>・教育振興会による研修会を計画的に行い、各学校における教科指導や教育課程等に関する研修を実施していく。</li> </ul>   |  |
|                       | <b>実施報告</b>  |  |
|                       | 栗山小  | <p>◆ICTにかかわるミニ研修を計画的に実施したことで、教員がICTを活用していこうとする意識の向上が図られた。</p> <p>◆ICTスキルに関する体系表を作成し、どの学年でどこまで身に付けさせるかを明確にした。</p>   |
|                       | 角田小  | <p>◆ICT研修は、時間をかけない代わりに回数をこなすというシステムに変更し、令和5年度は研修を9回実施した。</p> <p>◆「校内研修は日常実践に役立っている」と感じる教職員が増加している。</p> <p>◆活動の様子や取組の成果等を普及するため、ホームページによる発信を実施するとともに保護者等への啓発を図っている。</p>                           |
| 栗山中                   | <p>◆令和4年度からICTを研修に位置付けて実践的な研修を含めて行っており、そのことによる事業改善の進展が図られている。</p> <p>◆校内研修でプログラミングの講師を招き実践的な研修を行った。また、公開研究会を行いプログラミングの思考を育てる授業づくりに取り組んできた。</p> <p>◆教育振興会のICT活用サークルにおいて他校の実践を学ぶとともに本校の実践を紹介することで町内の機運が高まっている。</p>   |  |

(4)-2 : 北海道アクション・プラン[第2期]を踏まえた働き方改革の実施

|                 |  |   |
|-----------------|--|---|
| 改革プロセスの明確化      | <b>実施計画</b>  |   |
|                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「栗山町働き方改革アクション・プラン」「北海道の学校における働き方改革手引き Road」に沿って実践する。</li> <li>●アンケートによる状況把握と環境づくり、学校間の共有等による動機付けや改善目標の明確化を図る。</li> </ul>  |   |
|                 | <b>実施報告</b>  |   |
|                 | 栗山小  | <ul style="list-style-type: none"> <li>*アンケート結果を教職員に開示し動機付けを行ったことで取り組むべき方向性を共有化できた。</li> <li>*期首面談等を活用して個々の取組や目標に対しての価値付けを行ったことで教職員の意識向上が図られた。</li> <li>*退勤時間だけではなく働き方そのものの意識改革が次の課題である。本人のやりがいを阻害しないよう進めたい。</li> </ul> |
|                 | 角田小  | <ul style="list-style-type: none"> <li>*面談を実施する中で個々の目標を設定し、振り返りを行っている。</li> <li>*「スクラップ研修」と銘打ち、削減・縮小を想像できる業務について職員研修を実施している。</li> <li>*各行事等はコロナ禍前に単純に戻さず、新しい形を打ち出すチャンスと捉えて取り組んでいる。</li> </ul>                           |
| 継立小             | <ul style="list-style-type: none"> <li>*働き方改革委員会として学校運営調整委員会が機能しており、アクション・プラン及び Road にかかわり、達成可能な目標や内容を検討し、ボトムアップ型で働き方改革を推進している。</li> <li>*アンケートや勤務時間の把握等を基に、人事評価面談時等に働き方改革の意識付けと改善策を確認している。</li> <li>また、学校運営調整委員会において教員の目線で改善できる項目を挙げ、校長が判断し取組を進めている。</li> </ul> |   |
| 栗山中             | <ul style="list-style-type: none"> <li>*校務支援システムを活用し勤務時間の把握と在校時間の適正な把握に努めてきた。</li> <li>*期首面談等の機会に全職員の勤務時間の現状について対話を重ね改善に努めてきた。</li> <li>*働き方改革の必要性や目的、意義について理解を深めるため、適宜、情報提供や指導を行い意識改革に努めてきた。</li> </ul>   |   |
| 組織体制の構築         | <b>実施計画</b>  |   |
|                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●校内の特別委員会にコアチームを設置する。</li> <li>●コアチームでは①改善テーマ②目標と教職員への周知③環境整備④短・中期スパンによる評価について取り組む。</li> </ul>  |   |
|                 | <b>実施報告</b>  |   |
|                 | 栗山小  | <ul style="list-style-type: none"> <li>*主体的な行動を促したことで業務改善等の意見や要望が少しずつ出てくるようになった。出された意見を実際の改善につなげることで、より主体性のある改善を図りたい。併せて地域の理解を深めていくことも大切である。</li> </ul>   |
|                 | 角田小  | <ul style="list-style-type: none"> <li>*①スクラップ&amp;ビルド、②周知済みで実践、③部内で検討して実施する流れ、④行事のもち方の十分な検討。</li> <li>⇒各行事に対しては、単発でなく、一貫して無駄な業務を省く視点を持つ。</li> </ul>  |
| 継立小             | <ul style="list-style-type: none"> <li>*学校運営調整委員会からの調整について教員の理解はあり、全員が一定の評価をしている。</li> <li>*学校運営調整委員会を設置し、校長・教頭・教務主任・加配事務職員・教員代表の5名で構成している。</li> <li>⇒令和5年度は、行事の更なる精選、余時数の縮減等について方向性を出した。</li> </ul>   |   |
| 栗山中             | <ul style="list-style-type: none"> <li>*企画委員会がリーダーシップを取って、改善テーマ「在校時間等の改善」に取り組んできた。</li> <li>*部活動休養日の完全実施、月2回の定時退勤日の実施に取り組んできた。</li> <li>*在校時間には個々のばらつきがあるが、月ごとに複数の目でチェックしながら改善に取り組んでいく。</li> </ul>   |   |
| 業務の効率化に向けた取組の充実 | <b>実施計画</b>  |   |
|                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ICTの活用による業務の効率化に取り組む。</li> <li>(校務支援システム [C4th] や Google for education [クロムブック] の活用による効率化・簡素化)</li> </ul>  |   |
|                 | <b>実施報告</b>  |   |
|                 | 栗山小  | <ul style="list-style-type: none"> <li>*研修や会議は全て端末を活用し行っている。</li> <li>*教材作成でのICT活用により、教員間で広がりを見せている。</li> <li>*今後、tetoruの導入をきっかけとして、順次、保護者向け便りのペーパーレス化を進める予定としている。</li> </ul>   |
|                 | 角田小  | <ul style="list-style-type: none"> <li>*通知表をC4thで作成するよう切り替えた。</li> <li>*研修での討議内容はKJ法で行い、端末を活用して集約している。</li> <li>*各種アンケートはGoogleフォームで実施している。</li> <li>*ホームページの配信により、ペーパーレスで教育活動情報を伝えることが可能になった。</li> </ul>               |
| 継立小             | <ul style="list-style-type: none"> <li>*業務の効率化は進んでおり、全教職員が理解を示している。しかし、勤務時間に結びついていない面もうかがえることから、今後は時間縮減のみにこだわるのではなく、個々のウェルビーイングにつながる取組も同時に推進していく必要がある。</li> <li>*校務支援システムについて、活用できる内容はほぼすべて活用できている。また、研修等ではクロムブックを使った情報共有も行われ、データを蓄積して活用することができている。</li> </ul>   |   |
| 栗山中             | <ul style="list-style-type: none"> <li>*取組の反省や意見集約等の場面での活用を進めた。</li> <li>*校務支援システムを活用し、朝の打合せの簡略化や提示資料のデータ化、ペーパーレス化を進めている。</li> <li>*今後はtetoruの活用により、保護者との繋がりも効率化を図っていきたい。</li> </ul>   |   |

## (5) 取組の総括

\*栗山町教育委員会では、支援体制を強化するために次のような取組を進めてきた。

- ◆栗山中学校〔道費〕
  - ⇒時間講師（主幹教諭配置ハーフタイム）、学習補助
  - ⇒学習指導員（退職教員再任用ハーフタイム）、学習補助
  - ⇒指導工夫加配（数学）
  - ⇒生徒支援加配（教科指導の他、生徒指導に携わる）
  - ⇒通級加配（通級指導教室）
  - ⇒言語や情緒面の不安等への対応
  - ⇒スクール・サポート・スタッフ（テストの解答作業補助等）
- ◆栗山小学校〔道費〕
  - ⇒時間講師（主幹教諭配置ハーフタイム）、学習補助
  - ⇒指導工夫加配（算数）
  - ⇒専科加配（外国語）
  - ⇒角田・継立にも派遣
  - ⇒通級加配（通級指導教室）
  - ⇒言語や情緒面の不安等への対応
- ◆各校〔町費〕
  - ⇒特別支援教育支援員（栗小6名、角田・継立各1名、栗中2名）
  - ⇒介護支援員〔喀痰吸引等の医療行為：看護師免許〕（栗中1名）
- ◆R5新規〔道費指定事業「学校力向上に関する総合実践事業」〕
  - ⇒専科加配（栗中配置：理科）各小学校の理科指導にもあたる（栗小5・6年、角田・継立6年）
  - ⇒事務加配（継立配置）自校の事務分掌の他、町全体の教務事務にあたる

\*勤務実態に係るアンケート等の結果からは、教職員の時間外在校等時間について一定の改善が見られるものの、依然として長時間勤務の教職員の完全解消には至っていない状況にある。その背景には、これまでの取組が必ずしも教職員一人一人の意識や働き方の変容に結びついておらず、学校以外が担うべき業務や教員が担う必要のない業務に係る役割分担、教職員の負担軽減が可能な業務の見直し・簡素化が十分に進んでいないといった課題があるものと考えられる。

\*全国的に教員不足などが課題となる中、現アクション・プランが終了する令和6年度以降においても、これまでの取組を継承しつつ、緊急提言などを踏まえ、行政機関と学校とが緊密に連携しながら、継続的かつ計画的に、実効性のある取組を進めて行く必要がある。

## Ⅲ アクション・プラン（第3期）の基本的な方針

- 学校における働き方改革の目的は、「教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」です。
- 栗山町教育委員会では、これまで現アクション・プランに基づき学校における働き方改革を進めてきましたが、依然として目標の達成には至っていない状況であり、働き方改革の理念を実現するため、現アクション・プラン策定以降の教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、これまでの取組の成果や課題を踏まえた新たなアクション・プランを策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していきます。

### (1) アクション・プランの性格

アクションプランは、改正後の給特法第8条第1項に定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号。以下「国指針」という。）に即して定め、同法第8条第3項に基づき総合教育会議に報告するものである。

併せて、国指針第2章第1節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」（昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。）第8条及び「教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則」（令和2年北海道教育委員会規則第3号。以下「教育委員会規則」という。）第2条第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

また、アクション・プランは、北海道教育推進計画の特定分野別計画としての性格を有するものである。

(2) 目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間

国指針第2章第2節(2)及び第3章第2節(1)に基づき、道立学校においては教育委員会規則第2条第1項に、市町村立学校にあつては当該市町村教委の方針等に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間を設定する。

【目標】

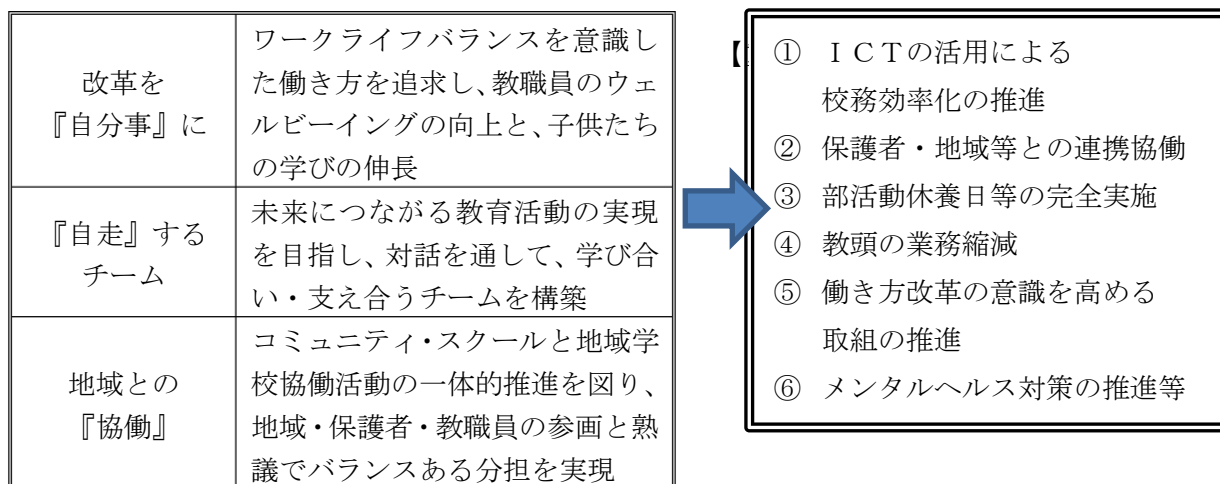
- ◆ 教職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

(1年単位の変形労働時間制を適用する場合は、それぞれ42時間以内、320時間以内)

※全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目指して取り組み、国指針で目標としている「令和11年度までに、教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均30時間程度」の実現を図る。

【目指す姿】

- ◆ 教職員一人一人が、「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進。



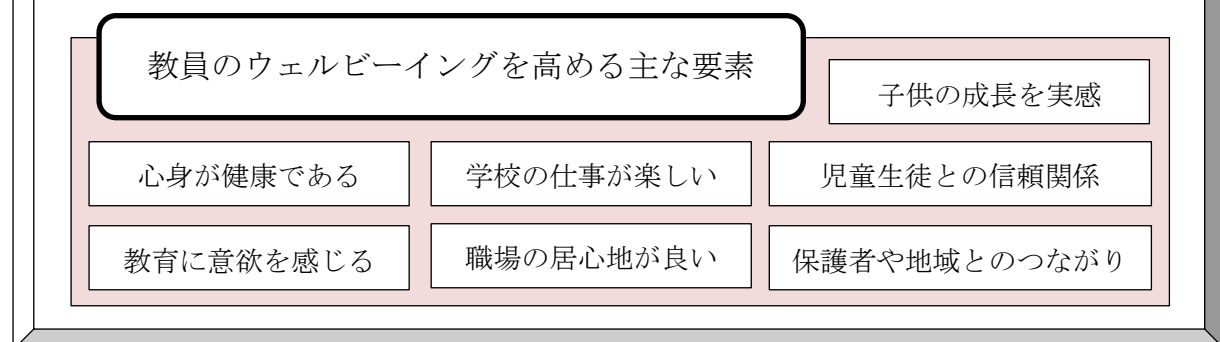
【取組期間】

- ◆ 令和6年度から令和8年度【3年間】とし、栗山町教育委員会と各学校が緊密に連携・協力し

ウェルビーイング

○身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

(第4期教育振興基本計画より)



### (3) 教育委員会及び学校の役割

#### ア 教育委員会の役割

- ・ 町立学校における働き方改革を進めるための計画等や所管する学校に勤務する教職員の在校等時間の上限等に関する方針等に基づき、適切に指導する。
- ・ 町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。
- ・ 毎年度、町立学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施する。
- ・ 特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

#### イ 学校の役割

- ・ 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。
- ・ 校長は、アクション・プランに掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間などの実態を踏まえ、「Road」や国の「働き方改革事例集」等を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する。

### (4) 保護者や地域住民等への理解促進

子供たちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協働しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠である。子供たちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者・地域住民等の理解を深めることが必要である。

#### ア 教育委員会の役割

- ・ 栗山町PTA連合会や各学校のPTA等と連携しながら、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革の取組について積極的に周知を図るとともに、その取組状況を定期的に公表する。

#### イ 学校の役割

- ・ 業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、学校運営協議会において議題として取り上げ、保護者・地域住民等とより積極的なコミュニケーションの下で共通認識を図るなど、説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努める。



栗山町学校運営協議会【連絡会】

(5) 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進

ア 教育委員会・学校の役割

- ・国指針で改めて示された「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各主体それぞれが関係機関等とも連携しながら、地域や保護者の理解の促進に努める。
- ・業務の適正化の推進にあたっては、緊急提言であわせて示された「3分類に基づく19項目の具体的な業務やアクション・プランの具体的な取組も参考に、教育委員会と学校のそれぞれが役割を果たしながら、取組を進める。

【学校と教師の業務の3分類】

| 学校以外が担うべき業務                            | 教師以外が積極的に参画すべき業務           | 教員の業務だが負担軽減を促進すべき業務 |
|--|----------------------------|---------------------|
| ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等               | ⑥ 調査・統計等への回答               | ⑭ 給食の時間における対応       |
| ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応   | ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理     | ⑮ 授業準備              |
| ③ 学校徴収金の徴収・管理                          | ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | ⑯ 学習評価や成績処理         |
| ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等                  | ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理      | ⑰ 学校行事の準備・運営        |
| ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 | ⑩ 校舎の開錠・施錠                 | ⑱ 進路指導の準備           |
|  | ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮      | ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 |
|  | ⑫ 校内清掃                     |                     |
|  | ⑬ 部活動                      |                     |

## IV アクション・プラン（第3期）の具体的な取組

### Action 1 校務の効率化と役割分担の推進

#### (1) ICTの活用による校務効率化の推進 **重点**

##### 《教育委員会・学校》

\*各学校が教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するため、クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、学校の実態を考慮してICTを積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図る。

##### 《教育委員会》

\*道教委の取組を参考に、校務の効率化を図るとともに、GIGAスクール構想や学校DXを推進する。

\*統合型校務支援システム未整備校への導入を検討するとともに、職員の異動により、校務のICT環境の変化による業務負担が生じないように努める。

\*学習系の各システムや校務支援システムは、将来的な各システム間での相互運用を踏まえた導入を検討する。特に校務支援システムについては、職員の異動により校務のICT環境の変化による業務負担が生じないように、計画的に整備する。

##### 《学校》

\*上記の取組を踏まえ、会議資料のペーパーレス化やスケジュール管理のオンライン化、学校と保護者等間の連絡手段を原則としてデジタル化するなど、校務処理の負担軽減を進める。

#### (2) 保護者・地域等との連携協働 **重点**

##### 《教育委員会・学校》

\*国指針で改めて示された業務の3分類を踏まえ、業務の考え方を明確化した上で、地域とも対話を重ねながら、役割分担や業務の適正化を推進する。

##### 《教育委員会》

\*保護者や地域住民が、子供たちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、「働き方改革通信」など働き方改革の好事例等を掲載した広報資料を定期的に発行し、働き方改革の各種取組について積極的な広報及び情報提供を行う。

\*学校を核として、地域全体で子供たちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の在り方について改善を図るとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を促す。

\*学校における働き方改革を含む教職員を取り巻く環境整備について積極的に総合教育会議の議題とするなど、首長部局と教育委員会が一体となって学校における働き方改革の実効性を高める取組を推進する。

## 《学校》

- \* 日頃から、学校の取組などについて幅広く保護者や地域に対して情報発信するなど、情報の共有に努めるとともに、学校の働き方改革の取組の進捗状況等について、学校便りやホームページで公表するなど、その効果を可視化して保護者や地域に周知する。
- \* 学校運営協議会などにおいて、働き方改革を積極的に議題として取り扱うなど、適切にコミュニケーションを図りながら、学校・家庭・地域それぞれの役割を尊重した上で信頼に基づいた対等な関係を構築し、適切な役割分担を進める。

### 参考事例紹介

- ・地域の企業が探究学習におけるコーディネーター役として運営に参画し、地域人材との調整を担当
- ・保護者や地域住民が図書ボランティアとして図書室の整理や読書活動を実施
- ・学校運営協議会において地域人材マップを作成し、スキー学習、水泳学習、キャリア教育の講師などの学校が必要とする講師を確保
- ・コーディネーターが学校からの要望を取りまとめ、ボランティアとのマッチング、連携・調整を担当
- ・保護者や地域人材にボランティア登録してもらい、学校行事の準備、図工や体育の授業準備など、学校が必要とする都度、アプリで協力を依頼

## (3) 専門スタッフ等の配置促進

### 《教育委員会》

- \* 部活動指導員や特別支援教育支援員等の支援スタッフの配置を継続的に進める。

## (4) 学校給食費等の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減

### 《教育委員会・学校》

- \* 国の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を参考にするなど、学校給食費の公会計化とあわせて徴収・管理等の業務（未納者対応を含む。）を学校の設置者が行う。
- \* 学校徴収金の徴収・管理を、「学校以外が担うべき業務」として、栗山町教育委員会の権限と責任において取組を進めることができるものについて、栗山町教育委員会が取り扱うことや、徴収等の業務を教員が担っている場合には、事務職員が一括して管理する等の方法により、教員が関与することがない仕組みを構築するなどの取組を進める。

## Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減

### (1) 部活動休養日等の完全実施 **重点**

#### 《教育委員会》

- \* 「北海道の部活動の在り方に関する方針」(以下「方針」という。)に基づき、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。
- \* 部活動の活動時間は、平日 2 時間、休日 3 時間が原則であって、高等学校における弾力的な設定は例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであることや、必要に応じて勤務時間の適切な割振りを行うことなど、その趣旨の徹底を図る。
- \* 部活動休養日・活動時間の徹底に当たっては、中体連等の関係団体と連携・協力して取組を進める。

#### 方針(概要)

- ◆ 部活動休養日の実施
  - ・ 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。
  - ・ 平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は、少なくとも 1 日以上を休養日とする。
  - ・ 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
  - ・ また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とする。
  - ・ 道民家庭の日(毎月第 3 日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。
- ◆ 部活動の活動時間
  - ・ 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は 3 時間程度とする。

#### 《栗山中学校》

- \* 学校において策定した活動方針に則って設定し、公表した各部活動の休養日及び活動時間等について、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

#### 《教育委員会》

- \* 部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、学校に部活動指導員を配置し、その効果的な活用を促す(「部活動の地域移行」と関連付けながら検討する)。
- \* 教員の部活動への関与について、法令や国指針を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

### 《栗山中学校》

- \* 学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数とする。
- \* 特定の教員に部活動指導業務が集中することがないように、複数顧問の配置などにより、負担の平準化や軽減を図る。
- \* 部活動の指導、引率等を行う部活動指導員や専門的な技術指導を行う外部指導者を活用するほか、関係機関等との積極的な連携により、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減を図る。
- \* 教員の部活動への関与について、法令や国指針を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

### (3) 大会等に係る負担の軽減

#### 《教育委員会》

- \* 学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、機会に応じて大会等の統廃合や簡素化等を主催者や競技団体等に要請する。

#### 《栗山中学校》

- \* 部活動休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

### (4) 部活動の地域移行

#### 《教育委員会》

- \* 「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」により、公立中学校等の休日の部活動を段階的に地域移行することを基本とし、令和7年度(2025年度)までに、取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

#### 《栗山中学校》


- \* 生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に関して、教育委員会や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。



栗山中学校【体育大会】

## Action 3 学校運営体制の見直しなどによる改善

### (1) 教頭の業務縮減 **重点**

《教育委員会》  北海道教育委員会の動向等を参考にしながら業務縮減を図る。

\* 学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進める。

① 学校に関する業務について、各校長会や教頭会等との意見交換などで把握した要望などを踏まえ、縮小や簡素化を検討する。

② 新任の教頭向けのリスクマネジメントや学校におけるいじめの問題への対応、学校安全活動の推進など、教頭の中心的な業務に関する支援を行う。

③ 所属職員への指導を効果的に実施することができるよう、職員の服務や勤務時間の管理における内容の充実を図る。

\* 教頭職を担う人材の確保と職務遂行能力の向上を図るため、校長会と連携しながら、職の魅力向上に向けた取組を実施する中で、業務負担の軽減対策についても検討を進める。

《学校》

\* 校長は、組織的な学校運営を行うにあたり、業務内容や業務分担の見直しを進め、教頭の業務負担も考慮しながら校内体制を整備する。

\* 管理職員と一般教員との日頃からの対話を通じて、学校運営への参画意識を醸成するとともに、教頭の業務の分散化を図る。

#### 参考事例紹介

- ・ 定例の管理職員の打ち合わせや職員会議前の打ち合わせを廃止。
- ・ 主幹教諭や学年主任、教務部長等のミドルリーダーが機能する学校組織体制を整備し、組織的な経営参画を図る。
- ・ 受信メール等の印刷やデータ処理、職員の休暇処理、電子キーの管理など、事務職員との役割分担の見直し。
- ・ 管内で文書のデータを保存するルールを統一化し、異動後においても教頭間の引継ぎや検索を容易とする。
- ・ 管内で横の連携をつくり、お互いの働き方について情報共有や改善につなげる。

### (2) 学校行事の精選・重点化

《教育委員会》

\* 学校行事の準備等が教員の過度な負担とならないよう、改めて働き方改革の必要性と意義を保護者や地域に発信するとともに、学校の取組に必要な支援を行う。

## 《学校》

- \*それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図る。
- \*学校行事においては、地域との連携が多く組み込まれている場合があることから、改めて働き方改革の必要性と意義を保護者や地域へ発信するとともに、学校運営協議会等を通じて共通理解を図る。
- \*カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含める。
- \*学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、準備の簡素化、省力化等を進める。

### (3) 適切な教育課程の編成・実施

#### 《教育委員会》

- \*標準授業時数を大きく上回った（小・中学校等は年間 1,086 単位時間以上）教育課程を編成・実施することがないよう指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導・助言を行う。

#### 《学校》

- \*各年度の教育課程編成において、余剰時数は必要最小限とし、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画にするなど、適切にマネジメントする。
- \*授業時数や行事、行事準備の時間を適正に計画するとともに、年間を見通した計画の下、授業準備、事務処理などの時間を確保するよう工夫する。

### (4) 適正な勤務時間の管理等

#### 《教育委員会》

- \*各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、労働基準法等の規定に基づき職員が適正な時間に休憩時間を確保するよう指導・助言を行う。
- \*各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りや休憩時間の設定を適正に行うよう指導・助言を行う。
- \*「終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保」する取組（勤務間インターバル）について、実施に向けた効果的な在り方の検討を進める。

## 《学校》

- \* 校長は、職員の勤務時間を考慮した上で、児童生徒等の登下校時刻や部活動、諸会議等について、適切に時間設定する。
- \* 校長は、休憩時間には職員会議を開催しないなど、職員が勤務時間の途中で休憩時間を適切に確保することができるよう取り組む。

## (5) 「チーム学校」としての取組の推進

### 《学校》

- \* 「Road」を引き続き活用し、改革を推進する「コアチーム」を設置する際には、学年を重視したチーム編成に限らず、学年間を超えたコミュニケーションが可能となるよう、各分掌のリーダーを加えるなど、学校組織全体としてのチーム編成に配慮する。
- \* コアチームが中心となり、職員を対象にアンケートや客観的なデータをまとめ、働き方改革における自校の課題を全職員で共有するとともに、話し合いの場を設け、職員間のコミュニケーションを図る。
- \* 明らかになった課題の改善に向けて改革を進めるにあたり、長期的な計画だけでなく、小さな変化や成果を実感できるように短期間ですぐに取りかかれる目標を設定するなど、働き方改革の機運を高める。
- \* 校長はコアチームと連携し、自校の働き方改革の進捗状況をチェックリストにより把握し、分析するとともに、フィードバックにより学校教育目標を実現するために、経営方針の中に位置付けた働き方改革を見直し、短期・中期的改革に取り組む。
- \* 文部科学省が発行している働き方改革事例集や他県等の好事例を参考にし、学校の実情に応じて活用できるものは積極的に取り入れるなど、改革を推進する。

## (6) 若手教員への支援

### 《学校》

- \* 若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援する。

## (7) 学校の組織運営に関する見直し

### 《学校》

- \* 設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を図る。

## Action 4 意識の変容を促す取組

### (1) 働き方改革の意識を高める取組の推進 **重点**

#### 《教育委員会》

- \* これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進める。
- \* 学校訪問の際に、働き方改革を進める上でP D C Aサイクルを機能させることの重要性を繰り返し指導する。
- \* 働き方改革の取組状況を管理職員の人事評価に反映する。

#### 《学校》

- \* 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確に位置付け、業績評価に係る目標設定に当たっては、働き方改革のマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減する時間や年次有給休暇の取得日数など、具体的な目標を設定する。
- \* 校長は在校等時間の計測・記録の結果を踏まえ、業務の平準化・効率化を検討するほか、ストレスチェックを活用し、「働きやすさ」や「働きがい」の意識の変化を把握するなど、学校の実情や職員個々の実態を踏まえた効果的な働き方改革を進める。
- \* 管理職員は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する理解を促すとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、職員の働き方に対する意識の醸成を図る。特に、継続して上限時間を超える職員には当該職員の業務全体を把握し、業務の見直しや優先順位等を指示するほか、他の職員による支援や業務の担当者変更等を検討するなど適切な勤務時間となるよう取り組むとともに、面談を行い、個別の改善計画を作成することなどにより働き方への意識付けを促す。
- \* 時間外在校等時間が80時間を超える職員又は直近2～6か月間のいずれかの平均で80時間を超える職員については、産業医による面接指導を管理職から徹底するとともに、その結果を踏まえて業務改善を行う。

#### 参考事例紹介

- ・「自己申告シート」を活用し、各自の具体的な目標、取組状況を確認させることで、長時間勤務の縮減や業務の効率化に対する職員の意識の向上を図る。
- ・退勤時刻を掲示する自己申告ボードを設置することにより、退勤時刻から逆算して、業務の内容や順番を考えるよう促すとともに、退勤しやすい雰囲気醸成を図る。
- ・年間及び学期毎の「タイムスケジュール」を作成することにより、中期的、長期的に何をすべきか見通しを持ち、計画的に業務を行う意識の向上を図る。

## (2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

### 《学校》

\*学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、学校運営体制の見直しなどによる業務の効率化に合わせて、次の取組を進める。

- ① 月2回以上の定時退勤日の実施
- ② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
- ③ 15日以上有給休暇の取得促進

\*保護者の理解を得た上で、1週間のうち平日1日は、児童生徒の一斉下校時刻を設定したり、部活動休養日と併せた定時退勤日を設定したりするなど、定時退勤の徹底を図る。

\*管理職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進める。

\*管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとする。

## (3) 働き方改革に関する研修の実施

### 《教育委員会》

\*市町村や地区単位で実施する研修等の機会に働き方改革に関する研修を計画する。

### 《学校》

\*業務の改善・見直しなど、働き方改革に関する校内研修を計画する。

## (4) これまでの取組の着実な推進

ア 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

### 《教育委員会・学校》

\*心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、教職員が休養を取りやすい環境を整備する。

イ 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

### 《教育委員会・学校》

\*「出退勤管理システム」などのICTやタイムカード等を活用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録する。なお、校外において職務に従事している時間については、出張復命書や部活動の引率業務に係る活動記録等など、できる限り客観的な方法により把握・記録するよう努める。また、道教委及び市町村教委は教育職員の在校等時間等を適宜、公表する。

\*各市町村・地区毎の校長会議などにおいて、各学校の勤務状況のデータを共有することなどにより、自校の状況の客観的な把握や意識の共有を促す。

### 《学校》

\*校長は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進める。また、在校等時間が長時間となっている職員への面談を行い、ストレスチェックなども活用し、適切な指導を行う。

## Action 5 学校サポート体制の充実

### (1) メンタルヘルス対策の推進等 重点

#### 《教育委員会》

- \* 労働安全衛生管理体制の適切な整備やストレスチェックの実施を図るなど、所管する学校の職員のメンタルヘルス対策を推進する。

#### 《学校》

- \* 校長は、職員の適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき衛生管理者や衛生推進者を選任するなど、労働安全衛生管理体制を確立するとともに、過重労働となる職員がいる場合は産業医等に報告する。
- \* 校長は、時間外在校等時間等が一定時間を超えた職員に対し、産業医等による面接指導を実施する。
- \* 校長は、ストレスチェックを活用し、学校の実情や職員個々の実態を踏まえ、職員のメンタルヘルス対策に取り組む。

### (2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

#### 《教育委員会》

- \* 学校のみでは解決が難しい課題への対応のため、学校運営を支援する体制を整備する。
- \* 学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、警察や福祉部局との連携体制の確立など、関係部局との連携・協力体制を強化する。

### (3) 調査業務等の見直し

#### 《教育委員会》 北海道教育委員会の動向等を参考にしながら業務縮減を図る。

- \* 各種調査や事業、事務手続などについては、状況の変化なども踏まえ、その必要性や手法の妥当性の観点からの精選を引き続き行うとともに、学校現場の意見を的確に捉えながら、更なる見直し、簡素化を進める。
- \* 学校を対象として行う調査は、その必要性や効果を十分検討した上で、原則として、北海道電子自治体共同システムの簡易申請機能を活用し、WEB上で回答できる形式で実施するよう努める。
- \* 調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮する。
- \* 国や各種団体等から発出される文書を精査し、学校で共有する必要がないものは学校に送付しないなど、文書関連業務の縮減を図る。
- \* 学校における調査研究事業について、その必要性を精査するとともに、教員の業務負担に配慮し、研究テーマの精選や書類の簡素化、報告書の形式を含めた成果発表の在り方等についての必要な見直しを行う。
- \* 各種団体等からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動の案内等の家庭向け配布物について、当該団体に対し、学校の負担軽減に向けた協力を要請する。

#### (4) 研修・会議の精選・見直し

##### 《教育委員会》

- \* 教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国の通知等を踏まえながら精選を検討する。
- \* 定例的に実施している諸会議については、その必要性の面から改めて見直しを行い、廃止も含めて更なる精選を行う。特に情報の伝達や共有を主な目的とした会議については、オンラインでの開催を徹底する。

#### (5) 学校が作成する計画等の見直し

##### 《教育委員会》

- \* 各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。
- \* 学校単位で作成する計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成するよう指導・助言を行う。
- \* 各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。
- \* 学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、PDCAによる一連のマネジメント・サイクルを備えた計画等のサンプル（ひな形）を提示する。

#### (6) 教諭等及び事務職員の標準職務の明確化等

##### 《教育委員会》

- \* 教諭等及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例について学校管理規則等で定め、業務の明確化・適正化を図ることにより、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に校務運営に自主的・主体的に参画できる環境整備に努める。
- \* 事務職員の主体的な学校運営への参画、学校事務の一層の効率化や充実が図られるよう、地域や学校の実情に応じて、学校事務の共同実施を検討する。

#### (7) 勤務時間外における電話対応の見直しの促進

##### 《教育委員会》

- \* 学校と連携し、緊急時の連絡方法を確保するとともに、保護者や地域住民に対し、改めて働き方改革の必要性と意義を発信し、学校への勤務時間外の電話連絡等を控えるよう理解・協力を得る取組を推進する。

## 学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

### 《北海道教育委員会》

- 1 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。  
この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
- 2 道教委、市町村教委及び校長は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- 3 教育職員の時間外在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや計画に定める目標を達成することのみを目的化し、休憩時間並びに週休日・休日を含めて実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- 4 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。  
道教委、市町村教委及び校長は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。
- 5 道教委、市町村教委及び校長は、過重労働による健康障害を防ぐため、産業医等による面接指導を適切に実施し、職員の健康管理の向上に努めること。